

本人確認書類一覧(原本/有効期限がある書類は有効期限内に限る)

Aの書類

(官公署発行の顔写真付きの証明書)

・個人番号カード(マイナンバーカード、顔写真があるもの)※1 ・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ・運転免許証(マイナ免許証は不可) ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・旅券(パスポート) ・在留カード(顔写真があるもの) ・特別永住者証明書(顔写真があるもの) ・一時庇護許可書 ・仮滞在許可書 ・iPhone のマイナンバーカード※2

Bの書類

(氏名に加えて、住所又は生年月日が記載されている書類)

・健康保険の資格確認書(資格情報のお知らせは不可)※3 ・介護保険の被保険者証 ・介護保険料負担割合証 ・医療証(子ども、ひとり親、障がい) ・医療受給者証(国民健康保険高齢受給者証等) ・各種年金証書 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 ・生活保護受給者証 ・生活保護受給証明書 ・個人番号カード(顔写真がないもの) ・在留カード(顔写真がないもの) ・特別永住者証明書(顔写真がないもの) ・労働安全衛生法による技能講習修了証(フォークリフトなど) ・海技免状 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・動力車操縦者運転免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・宅地建物取引士証 ・戦傷病者手帳 ・教習資格認定証 ・検定合格証 ・Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類 ・児童扶養手当証書 ・出生証明書 ・出生届出済証明書 ・母子健康手帳(出生届出済証明があるものに限り) ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証 ・民間企業の社員証 ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書 ・学生証 ・学校名が記載された各種書類 ・顔写真証明書(未成年者、長期入院・施設入所者、居宅介護支援利用者、公的な支援機関利用者(ひきこもりの方))※4

※1 2枚目以降のマイナンバーカードの再申請及び受取の際は、有効期限切れから6か月以内であれば、古いマイナンバーカードもAの書類として使用できます。(ただし、古いマイナンバーカードの顔写真が、来庁した交付申請者本人又は新しいカードの顔写真と同一人物であると確認できる場合に限りです。)

※2 代理人の本人確認書類としてのみ使用可。カード本体との同時併用不可。申請者本人は、カード内容の更新等にマイナンバーカード本体が必要なため、お持ちの場合は必ずマイナンバーカード本体をご持参ください。

※3 健康保険証は、令和7年12月2日以降本人確認書類として使用できません。

※4 市ホームページで書式をダウンロードいただけます。

※ 発行元が同じ書類(同内容)は、同時に使用できません。

例:年金手帳と年金証書、介護保険証と介護保険料負担割合証、生活保護受給者証と生活保護受給証明書

※ 手続によって、必要な書類の点数が変わりますので、詳細は希望する手続に関するホームページでご確認ください。

※ その他の書類をお持ちの方は、お手数ですが、書類の区分について事前に担当までご確認ください。